

第22回 観光協会・ビューローインバウンドセミナー

免税制度改正に関する説明会 『電子化への対応について』

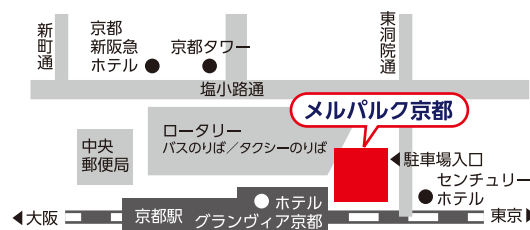
参加
無料

免税手続きの電子化とは・・・

平成30年度税制改正により、これまで輸出物品販売場（免税店）において書面により行われていた購入記録票の作成等の免税販売手続が見直され、これらの手続が電子化^{（注）}されることとなりました。

この改正は令和2年（2020年）4月1日から適用が開始されますが、令和3年（2021年）9月30日までに免税店を営営する全ての事業者の方が対応する必要があります。同日までに対応しなかった場合、令和3年（2021年）10月1日以後は免税販売を行うことができません。

（注）インターネット回線等を通じて電子的に国税庁長官へ提供することをいいます



令和元年 **12月4日** 水

15:45～18:00（開場 15:40）

メルパルク京都 6階 貴船

免税手続き電子化への対応について

- 01 『最新の免税店の状況と免税制度改正について』 国土交通省 近畿運輸局
- 02 『消費税免税制度改正・在留資格等に関する免税販売可否ガイドラインについて』
ジャパンショッピングツーリズム協会／全国免税店協会
- 03 電子化に対応した免税システムを提供する事業者の紹介（3社予定）
・あっと免税（株）（株）ジジコム ・Global Blue（グローバルブルーティエフエスジャパン（株）） ・J-TaxFree システム（株）J&J Tax Free
- 04 質疑応答

当日 13:30～15:30 に同会場で開催する以下のセミナーにも、ぜひご参加ください。

『店舗の稼ぐ力を支えるデジタル技術への対応セミナー』

- Googleマイビジネスの活用促進による情報発信について
- Instagramを活用した情報発信について

定員 100名（事前申込制・先着順）

対象 免税店（その他、観光関連事業者の方もご参加いただけます）

主催／（公社）京都市観光協会、（公財）京都文化交流コンベンションビューロー 共催／京都市 後援／京都商工会議所
協力／（一社）ジャパンショッピングツーリズム協会、日本小売業協会、（一社）日本ショッピングセンター協会

お申込については裏面をご覧ください ▶▶▶